

# 都市計画の案の理由書（原案）

## 1 種類・名称

東京都市計画公園 渋谷第2・2・2号美竹公園

## 2 理由

本公園は、昭和28年に開園した渋谷駅北東部に位置する面積約0.29ヘクタールの公園であり、隣接地に位置していた東京都児童会館とともに長年区民に親しまれてきた。

本公園が位置する渋谷駅周辺地域は、「渋谷区まちづくりマスタープラン」において、「都市再生ステップアップ・プロジェクト」などによる公共空間の活用等により、にぎわいの創出や、誰もが安心して利用できるような空間を整備すること、連続する歩行者ネットワークを形成・強化し、誰もがめぐる歩いて楽しいまちを創出すること、連続するにぎわいとみどりのネットワークを強化することとしている。

本公園及び隣接する東京都児童会館跡地等を一体的に活用する「都市再生ステップアップ・プロジェクト」においては、新たな地域コミュニティ拠点の創出や避難所等の防災機能の拡充を図ることとしている。具体的には、広場等の緑を連ねた開放的な歩行空間、街中を歩く人々の憩いの空間となる緑が充実した休息機能を有する施設、魅力あるにぎわい施設を整備し、本公園では、地下に避難所機能を有する多目的ホールを整備していく。

こうしたことから、周辺地域のまちづくりとあわせ、適正かつ合理的な土地利用を図るため、本公園について、都市計画公園の立体的範囲を定める変更を行うものである。

東京都市計画公園の変更（渋谷区決定）（原案）

東京都市計画公園中、渋谷第2号美竹公園を東京都市計画公園渋谷第2・2・2号美竹公園に名称を改め、次のように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
街区公園	渋谷 第2・2・2号	美竹公園	渋谷区渋谷一丁目地内	約0.29ha	園路、広場、修景施設等
立体的な範囲		渋谷区渋谷一丁目地内において、立体的な範囲を定める（面積約0.29haを対象）			

「区域及び立体的な範囲は計画図表示のとおり」

理由： 都市計画公園の利用を検討した結果、周辺地域のまちづくりとあわせ、適正かつ合理的な土地利用を図るため、上記のとおり都市計画公園を変更する。

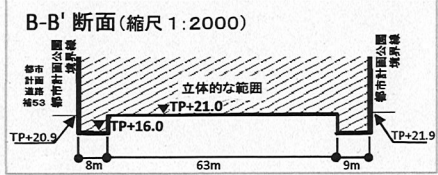
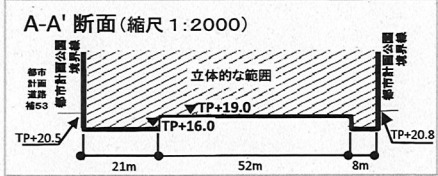
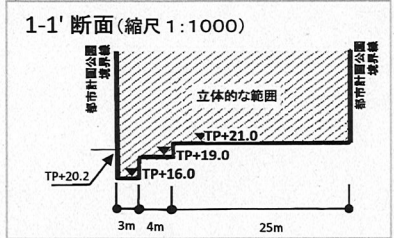
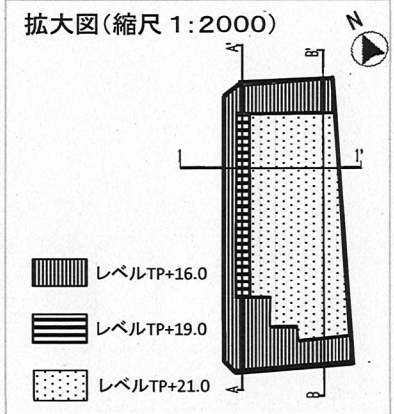
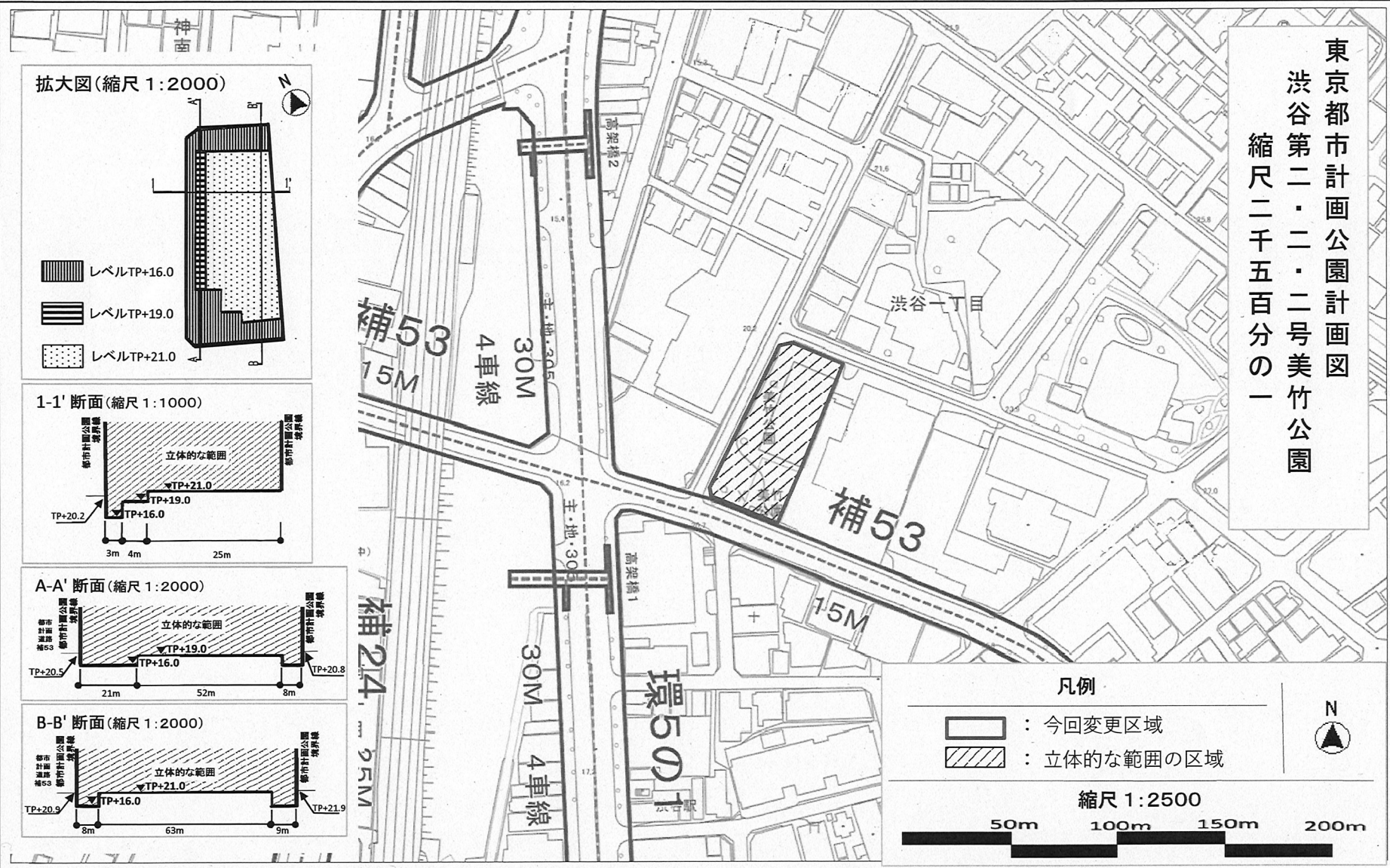
新旧対照表

新旧	種別	名称		位置	面積	備考
		番号	公園名			
新	街区公園	渋谷 第2・2・2号	美竹公園	渋谷区渋谷一丁目地内	約0.29ha	種別、名称、位置の変更、立体的な範囲の設定
旧	児童公園	渋谷 第2号		渋谷区美竹町地内		

変更概要

名 称	変 更 事 項
渋谷第2・2・2号 美竹公園	1 種別の変更 児童公園→街区公園 2 名称の変更 渋谷第2号美竹公園→渋谷第2・2・2号美竹公園 3 位置の変更 渋谷区美竹町地内→渋谷区渋谷一丁目地内 4 立体的な範囲 計画図表示のとおり

東京都市計画公園計画図  
 渋谷第二・二・二号美竹公園  
 縮尺二千五百分の一



凡例

- : 今回変更区域
- ▨ : 立体的な範囲の区域

縮尺 1:2500

50m 100m 150m 200m

N

「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT利許第04-K113-6号)」  
 「(承認番号) 4 都市基街都第102号、令和4年6月21日」

